

事業協同組合 全国鍼灸マッサージ師協会

ブロック規約

(目的)

第1条 この規約は、事業協同組合全国鍼灸マッサージ師協会（以下、本組合という）が定款第59条の規定により設置するブロックの業務及び構成等について必要な事項を定め、もってブロックの円滑な運営並びに組合員の積極的な参加を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 本組合に次の地域別のブロックを置き、組合員は事業を営んでいる所在地のブロックに属するものとする。

- (1) 北海道・東北ブロック（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- (2) 東京・神奈川ブロック（東京都、神奈川県）
- (3) 関東・甲信越ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、山梨県）
- (4) 東海・北陸ブロック（静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県）
- (5) 近畿ブロック（滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、兵庫県、和歌山県）
- (6) 中国・四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- (7) 九州・沖縄ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

(事業)

第3条 ブロックは、次の事業を行う。

- (1) ブロック会議の開催
- (2) 総代及び推薦委員の選出
- (3) 情報及び意見の交換
- (4) 組合が行う事業に対する協力
- (5) 組合運営に対する要望並びに助言
- (6) その他

(ブロック長及び副ブロック長)

第4条 ブロックにはブロック長を1名置く。また、副ブロック長は2名まで置くことができる。

2.ブロック長は該当するブロックの総代から選出する。また、副ブロック長は組合員から選出する。

3.ブロック長は、ブロックの会務を総理し、ブロック会議の議長となる。

4.副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故あるときは予め定めた順位に従い、前項の職務を代理する。

(ブロック担当理事)

第5条 ブロック担当理事は、理事会において理事の中から選出する。

(ブロック会議の招集)

第6条 ブロック会議は、ブロック長或いはブロック担当理事が招集する。

2.ブロック会議の招集は、会日の10日前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をブロックに属する組合員に発してするものとする。

3.ブロック会議は、年1回以上開催するものとする。

4.組合員は、必要があると認めた時は、いつでもブロック長に対しブロック会議の招集を請求することができる。

(書面又は書面での委任による議決権又は選挙権の行使)

第7条 組合員は、第6条第2項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は書面による委任をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

(ブロック会議の議事)

第8条 ブロック会議の議事は、所属するブロックの組合員の過半数が本人出席又は委任状による出席(以下「出席」)をし、出席者の過半数で決するものとする。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見具申)

第9条 ブロックは、必要に応じ理事長に対し意見を具申することができる。

2.理事長に対する意見具申は、書面をもって行うものとする。

3.前項の書面には、重要と認められる少数意見があったときはこれを記載しなければならない。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

附則

この規約は、平成26年6月22日から施行する。